平成２４年（フ）第１９１４号
大阪府寝屋川市河北西町４番４号
債務者　浪建施工こと　松浪　敏幸
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９６８号
大阪府守口市金下町２丁目１番12―303号
債務者　津留　武宏
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９９４号
大阪府池田市八王寺１丁目２番19号
債務者　家森　秀行
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０１２号
大阪市天王寺区堂ケ芝２丁目11番４―102号
債務者　谷口　　薫
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１９１号
大阪府吹田市竹見台２丁目１番Ｃ10―414号
債務者　柳瀬啓恵子（旧姓高井）
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１９５号
大阪府豊中市上野東２丁目15番72号
債務者　菊本　克己
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２１２号
大阪市西淀川区柏里３丁目17番２―504号
債務者　上野　美幸（旧姓殿護・西川）
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２７４号
大阪市東成区深江南３丁目８番１号　宮崎ハウス201号
債務者　古瀬　和子
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２７６号
大阪府東大阪市西堤本通東２丁目４番14号
債務者　川口　利之
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２８１号
大阪府枚方市南船橋２丁目17番18号
債務者　喜多　　昭
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２８５号
大阪府池田市旭丘１丁目11番10―303号
債務者　梶　　恭久
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２９１号
大阪府寝屋川市桜木町16番４号
債務者　森　　國博
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２９７号
大阪市住吉区山之内４丁目９番４―703号
債務者　谷岡　達也
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３７６号
大阪府交野市幾野４丁目23番17号
債務者　萩原美由紀（旧姓久野）
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３８６号
大阪市東淀川区豊里３丁目12番10号
債務者　福田　悦子
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３８７号
大阪市港区弁天２丁目１番36号　スカイハイツ405号
債務者　八田　紗織
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４６４号
神戸市長田区高取山町１丁目８番18号　ニッコーハイツ１Ｆ16号、従前の住所神戸市中央区下山手通６丁目４番６―408号
債務者　上田　幸子（旧姓武澤）
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２９０号
神戸市兵庫区駅前通２丁目１番40―1005号
債務者　小田　正吉
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部